藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について 藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2024年(令和6年)2月15日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

- 1 改正する規則 別紙のとおり
- 2 施行期日2024年(令和6年)4月1日

## 提案理由

この議案を提出したのは、中学校で行っている学習支援事業を小学校においても 実施することに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

## 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

第4条教育指導課の分掌事務第13号中「中学校学習支援事業」を「学習支援事業」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

改正後	T
○藤沢市教育委員会事務局組織等規則	
平成12年3月3日教委規則第	第3号
(中略)	
(分掌事務)	
第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする	る。 身
(中略)	
教育指導課	
(1) 学校経営の指導助言に関すること。	
(2) 教員の研修に関すること。	
(3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。	
(4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関するこ	こと。
(5) 教育資料に関すること。	
(6) 特別支援教育に関すること。	
(7) 教科用図書採択審議委員会の庶務	
(8) 教育文化センターに関すること。	
(9) 学校教育相談センターに関すること。	
(10) 幼児教育との連携に関すること。	
(11) 学校評価に関すること。	
(12) いじめ防止対策に関すること。	
(13) 学習支援事業に関すること。	
(14) 学校支援ボランティアに関すること。	
(中略)	
附 則 (平成29年教委規則第6号)	
この規則は、公布の日から施行する。	
附 則(令和2年教委規則第10号)	

この規則は、公布の日から施行する。

○藤沢市教育委員会事務局組織等規則

平成12年3月3日教委規則第3号

(中略)

(分掌事務)

第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。 (中略)

## 教育指導課

- (1) 学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 教科書、その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。
- (5) 教育資料に関すること。
- (6) 特別支援教育に関すること。
- (7) 教科用図書採択審議委員会の庶務
- (8) 教育文化センターに関すること。
- (9) 学校教育相談センターに関すること。
- (10) 幼児教育との連携に関すること。
- (11) 学校評価に関すること。
- (12) いじめ防止対策に関すること。
- (13) 中学校学習支援事業に関すること。
- (14) 学校支援ボランティアに関すること。

(中略)

附 則(平成29年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
附 則(令和4年教委規則第9号)	附 則(令和4年教委規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和6年教委規則第●号)	
この規則は、令和6年4月1日から施行する。	